

第 四 編

明 る い 選 挙 推 進 運 動

1 第48回衆議院議員総選挙・第24回最高裁判所裁判官国民審査臨時啓発実績

(1) 標語の選定・活用

〔標語〕

- ・投票で果たそう責任 語ろう未来
- ・伝えよう あなたの想い この一票で

(2) 「新有権者」による街頭PR（県内6振興局で実施）

振興局名	実施日	概要
東 部	10/14, 15	新有権者7名及び高校生16名、秦選管委員ほか45名により、管内5カ所で実施
中 部	10/15, 17	新有権者6名及び高校生3名、山崎会長、小野委員、田辺委員、阿南委員、安心院委員ほか25名により、管内3カ所で実施
南 部	10/14	新有権者8名及び高校生2名ほか4名により、管内4カ所で実施
豊 肥	10/15	新有権者8名ほか23名により管内4カ所で実施
西 部	10/14	新有権者7名及び高校生10名、一木選管委員長ほか27名により、管内3カ所で実施
北 部	10/15	新有権者8名及び高校生1名、清末委員ほか7名により管内3カ所で実施

啓発グッズ（新有権者が描いた絵を用いたクリアファイルなど）を配布

(3) 広告塔

県庁敷地内及び大分駅に各1基設置

(4) 横断幕

19枚：県庁舎、地方総合庁舎等12箇所に掲示及び街頭啓発用に6枚

(5) 立看板

178枚：県の機関、市町村庁舎、大学等に掲示

(6) ポスター（総務省作成）

1,050枚：県の機関、市町村庁舎、大学、大規模小売店等に掲示

(7) チラシ

A4両面18,000枚作成 街頭PR、振興局・各市町村窓口で配布

(8) 公用車ボディパネル

県の公用車44台分（両サイドのドア各1枚）

・振興局、土木事務所、保健所、県税事務所などの公用車

(9) 広報車

振興局及び市町村の広報車による巡回（録音放送）

- (10) 新聞広告
衆院選等についての日程や、投票方法などを紙面に掲載（全面広告）
掲載新聞…大分合同・朝日・読売・西日本（10/14）、毎日（10/15）
- (11) テレビ、ラジオ、インターネットでのCM
①テレビ：15秒CM 111回（3局×37回）10月11日～22日
②ラジオ：20秒CM 62回（2局×31回）
③YouTube、Twitter、Facebook、InstagramでテレビCMと同内容の配信
- (12) 雑誌広告
・週刊誌「求人案内」「ゲットサポート」啓発広告掲載
- (13) バナー広告
大分県庁ホームページにバナー広告を掲載
- (14) 民間企業等への協力依頼
・大規模小売店舗での店内放送、大学構内放送依頼
・コンビニエンスストアレジ画面広告
- (15) 市町村の広報誌、有線（無線）放送によるお知らせ
- (16) 県選管ホームページ等でのお知らせ
第48回衆議院議員総選挙等の特集ページを掲載
小選挙区候補者の選挙公報を掲載

2 「新有権者」による街頭啓発等実施要領

1 趣旨

平成29年10月に執行される第48回衆議院議員総選挙における投票参加及び違反のない選挙の呼びかけを若い世代から行うことを目的とする。

2 実施主体等

大分県選挙管理委員会・大分県明るい選挙推進協議会が、市町村選挙管理委員会・市町村明るい選挙推進協議会の協力を得て行う。

3 事業の内容

各振興局を単位として実施するものとし、所管区域内の人が集まりやすい場所において、当該区域選出の新有権者による街頭啓発活動を行うとともに、広報車等による巡回啓発を行う。啓発活動では、啓発用配布用品を配布する。

実施予定日は告示日から選挙期日の前日までの間の土曜日もしくは日曜日で各地区が決定した日とする。なお、2日以上に分けて実施する場合は、最低1日は、土曜日もしくは日曜日とする。街頭活動1時間程度、広報巡回活動2時間程度を目安とするが各地区の実情に応じて実施するものとする。

ただし、高等学校の生徒が参加する場合にあっては、市町村をまたいでの参加は行わず、街頭活動のみとする。

4 「新有権者」の選出等

原則として、後述の選考基準によって各振興局の所管区域を単位として、区域内に居住する方の中から大分県選挙管理委員会と協議のうえ地方書記長が選出し、大分県選挙管理委員会委員長及び大分県明るい選挙推進協議会会長が委嘱する。

(1) 選出人数

東部地方書記長（東部振興局所管区域内）8人
中部地方書記長（中部振興局所管区域内）8人
南部地方書記長（南部振興局所管区域内）8人
豊肥地方書記長（豊肥振興局所管区域内）8人
西部地方書記長（西部振興局所管区域内）8人
北部地方書記長（北部振興局所管区域内）8人

総数 48人

ただし、高等学校の生徒については、上記人数に含めない。

(2) 選考基準

原則として、前回衆議院議員総選挙（平成26年12月14日）以降に新しく選挙権を有することになった方の中から選出する。

(3) 委嘱状について

市町村振興課で作成し、後日振興局に送付する。

(4) その他

- ① 街頭啓発活動時は法被^{はっぴ}を着用する。
- ② 街頭啓発についての謝礼は一日につき4,720円とし、交通費は別途実費を支払う。
ただし、高等学校の生徒については、交通費のみとし、謝礼は支払わないこととする。
- ③ 啓発用配布用品は、各振興局あて別途送付する。

5 大分県選挙管理委員会委員並びに大分県明るい選挙推進協議会委員の参加

大分県選挙管理委員会委員並びに大分県明るい選挙推進協議会の会長及び副会長には、大分県選挙管理委員会から各地域での街頭啓発等への参加を依頼する。

その他の大分県明るい選挙推進協議会委員には、各地方書記長から依頼する。

6 その他

(1) 準備について

地方書記長は、「新有権者」による街頭啓発等の実施準備として次の事項を行う。

- ① 地区街頭啓発の場所及び参加人員等をあらかじめ定める。
- ② 広報巡回のコース及び開始・終了時刻等をあらかじめ定める。
- ③ 街頭啓発に関する道路使用許可をあらかじめ得ておく。
- ④ イベント保険に加入すること。

(2) 高等学校等の生徒について

管内の高等学校等の生徒が参加する場合、生徒の安全管理、保護者・学校関係者の安心のため、以下の点に留意すること。

- ① 未成年者であることを踏まえ、学校もしくは自宅等から、街頭活動までの交通手段を確認のうえ、事故の無いように注意すること。
- ② イベント保険に加入すること。
- ③ 支援学校等の生徒が参加を希望する場合は、学校と十分な打合せのうえで、必要な配慮をすること。

3 声明等

声 明

第48回衆議院議員総選挙が来る平成29年10月22日に執行されることとなりました。

今回の選挙は、今後の政治のあり方を決める重要な意義を持つ国政選挙です。

言うまでもなく、民主政治の健全な発展には、県民一人ひとりが主権者としての自覚と高い政治意識を持ち、積極的に投票に参加し、その意思を政治に反映させることが極めて重要となります。

今回は、選挙権年齢が引き下げられ初めての衆議院議員総選挙であり、特に18歳及び19歳の有権者には、政治参加としての選挙の意義を認識し、選挙のルールを守って、投票に参加されるよう働きかけていくことが大切です。

また、選挙が明るくきれいに行われることが不可欠であり、当然のことながら、政党、候補者及び選挙運動関係者の良識ある行動が望まれます。

しかしながら、選挙のたびごとにお買収、供応、違反文書の頒布、不在者投票制度の悪用などの違反行為が絶えず、誠に遺憾に思います。

加えて、政治参加の指標である投票率の長期低落傾向は、極めて憂慮すべきことです。

こうした状況のもと、私たちは来るべき衆議院議員総選挙に有権者が積極的に投票し、かつ、選挙が明るくきれいに行われることを期して、次の事項に重点を置き、「選挙をきれいにする国民運動」を推進します。

- 1 有権者の皆さんに対し、衆議院の役割とその重要性について認識を深め、政党及び候補者の行動や考え方を見極め、主権者として国政のあり方を決めるという自覚をもって投票するよう呼びかけます。
- 2 政党、候補者及び選挙運動関係者に対し、明るくきれいな選挙を実現するために、選挙のルールを厳守し、一切の選挙犯罪を排除するよう強く訴えます。
- 3 投票率の低下は、民主主義にとって極めて憂慮すべきことは自明の理です。
有権者の皆さんに対し、その意思を政治に反映させるため、積極的に投票されるよう強く呼びかけます。

平成29年10月2日

選挙をきれいにする国民運動大分県本部

本部長	大分県選挙管理委員会委員長	一木俊廣
本部長	大分合同新聞社社長	長野景一
	大分県明るい選挙推進協議会会長	山崎清男
	大分県全市町村選挙管理委員会連合会会長	岡村邦彦
	大分地方検察庁検事正	佐野仁志
	大分県警察本部長	松坂規生

きれいな衆議院議員総選挙推進 のための協力依頼について

第48回衆議院議員総選挙が来る平成29年10月22日に執行されることとなりました。

言うまでもなく、選挙は民主主義の根幹をなすものですから、民主政治の健全な発展のためには、選挙が明るくきれいに行われることが不可欠であり、このことはすべての国民の念願であります。

私たちは、選挙のたびごとに、明るくきれいな選挙が行われるよう、「選挙をきれいにする国民運動」を積極的に推進してきました。

しかしながら、これまでの選挙においては、買収、供応、違反文書の頒布、不在者投票制度の悪用など、違反行為が繰り返され、必ずしもきれいな選挙が行われたとは言えず、誠に残念であります。

つきましては、この度の衆議院議員総選挙に関わる皆様におかれまして、この「選挙をきれいにする国民運動」の意義を十分にご理解いただき、選挙関係法令を遵守し、一切の選挙犯罪を排除して、きれいな選挙を実現されますよう強く要望いたします。

平成29年10月2日

選挙をきれいにする国民運動大分県本部

本部長	大分県選挙管理委員会	委員長	一木俊廣
本部長	大分合同新聞社	社長	長野景一
	大分県明るい選挙推進協議会	会長	山崎清男
	大分県全市町村選挙管理委員会連合会	会長	岡村邦彦
	大分地方検察庁	検事正	佐野仁志
	大分県警察本部	部長	松坂規生